

神奈川県における消費者被害救済・予防
～弁護士・弁護士会の活動と適格消費者団体を目指す活動

2015年12月12日

弁護士 武井 共夫

第1 神奈川県における弁護士による消費者被害救済の活動の歴史

1 全国的に先進的な金融商品被害救済の活動の歴史

1982年からの先物取引被害救済、1983年からの証券取引被害救済の取組

集団事件では、神奈川県が全国の一つとなった1984年の年の投資ジャーナル事件、全国的に取り組んだ1985年の豊田商事事件、1987年に東京と分担して弁護団の中心となった抵当証券、全国の一つとなったワラント事件、判決9勝1敗で和解により全件解決して全国的にも群を抜く水準を示した1994年からの変額保険

2 1997年の横浜に本店のあるココ山岡事件

行政と協力して、集まった約2500人の被害者を対象に説明会を開催。

3 その他

呉服・光ファイバー等各種クレジット・リース事件、八葉物流、美白化粧品白斑被害など

第2 神奈川県における弁護士会・弁護士による消費者被害救済の現在の体制

1 横浜弁護士会消費者被害相談

第2・4火曜、毎週金曜 13時15分～16時15分

一枠45分以内 相談料無料

相談件数 2013年度 280件（受任22件）

2014年度 262件（受任19件）

2015年度 122件（受任：5件）※10月まで

専門的相談を無料で受けられる体制を作れるか。

2 金融商品取引被害研究会

先物・証券・その他投資被害全般

初回相談料5000円＋消費税

相談件数 2013年 62 2014年 39 2015年 42

悪質投資詐欺事件は回収が困難に。

3 悪質サイト対策弁護士

サクラサイト・その他悪質サイト被害

初回相談料 5 0 0 0 円 + 消費税

2 0 1 3 年 相談件数 4 5 件 受任件数 2 7 件 (未確認 4 件)

2 0 1 4 年 相談件数 3 1 件 受任件数 2 2 件

2 0 1 5 年 相談件数 4 5 件 受任件数 2 6 件 (未確認 5 件)

従来は 1 0 0 % 回収が標準だったが、海外サイト・海外サーバー・アマゾンギフトなど回収困難な事案も増えてきた。

4 消費者問題研究会

2 及び 3 を除く消費者被害相談全般

初回相談料 5 0 0 0 円 + 消費税

2 0 1 3 年 (1 1 月開始) 相談 1 件

2 0 1 4 年 相談 1 7 件 受任 5 件

2 0 1 5 年 2 0 件 (11 月 2 5 日現在) 受任 3 件

第 2 神奈川県における適格消費者団体を目指す活動

1 特定非営利活動 (N P O) 法人消費者支援かながわ設立の動き

神奈川県でも平成 1 8 年の消費者団体訴訟制度の創設を受けて、県内に適格消費者団体を立ち上げるべきだという議論が始まる。

平成 2 5 年 1 2 月の消費者裁判手続特例法成立を受け議論が本格化

平成 2 6 年 1 月の弁護士会の人権シンポにおける消費者委員会の主催のミニシンポ「かながわに適格消費者団体をつくろう」にて、神奈川県に適格消費者団体を作ることを宣言

平成 2 6 年 9 月より、弁護士・司法書士・県内の生活協同組合・消費者団体・消費生活相談員らによる合計 3 回の設立準備会を経て、県内にも適格消費者団体を立ち上げることを確認し、「特定非営利活動 (N P O) 法人消費者支援かながわ」の設立を決定。

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日 特定非営利活動 (N P O) 法人消費者支援かながわ設立総会を開催

平成 2 7 年 3 月 2 3 日 横浜市より特定非営利活動法人の認証を受ける

平成 2 7 年 4 月 1 日 法人設立登記の完了

2 活動実績

(1) シンポジウム

平成27年5月16日 設立記念シンポジウムを開催

板東久美子消費者庁長官らを迎え、103名で盛況に開催

(2) 申し入れ活動

初めての申入

27年11月10日付「申入及び問合わせ」

11月20日付「回答猶予の申し入れ」（「回答内容につき真摯に検討しております」）

(3) アンケート活動

平成27年11月から県民を対象に消費者被害調査アンケートを実施
アンケート用紙を17万5千数百枚配付

(4) 110番活動

平成28年1月23日 110番を実施予定

(5) 組織体制

2か月に1度の理事会を開催

毎月事例を検討する検討委員会の開催

活動委員会の開催(予定)

(6) 広報

ホームページの開設

リーフレットの作成・印刷(1万部)

3 今後の目標

特定非営利活動法人

消費者支援かながわ

updated 2015-11-18

所在地 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目6番地13 新横浜ステーションビル9階
 神奈川県生活協同組合連合会内
 電話 045-595-9721 FAX 045-595-9722 e-Mail infosien@ss-kanagawa.org

Home

団体概要

活動状況

入会・寄付のご案内

リンク集

会員専用

団体概要

代表メッセージ

設立趣旨書

定款

役員名簿

あなたの「これっておかしくない？」を聞かせて下さい

私たちが目指すもの

消費者トラブルは増加し多様化しています。昨年神奈川県内の消費生活相談センターに寄せられた相談は69,691件もありますが、更に行政の相談窓口にとどり着いていない相談が多数あるであろうことを考えると、県内における消費者被害は膨大なものであることが推測されます。

2006年に改正された消費者契約法では新たに「適格消費者団体」の制度が規定されました。これは、消費者全体を代表してその利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けるものです。



適格消費者団体は、「消費者契約法」「特定商取引法」「景品表示法」を守らない事業者の不当行為

- ・消費者契約法が規定する「不当な勧誘」（不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、不退去、退去妨害）や「不当な契約条項」（事業者の損害賠償責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等、消費者の利益を一方的に害する条項）
- ・特定商取引法が規定する「特定の取引における不当な勧誘行為等、不当請求・不当特約」（訪問販売における不当な行為、通信販売における不当な行為、電話勧誘販売における不当な行為、連鎖販売取引における不当な行為、特定継続的役務提供における不当な行為、業務提供誘引販売取引における不当な行為、訪問購入における不当な行為）
- ・景品表示法が規定する「不当な表示」（優良誤認、有利誤認）

に対して差止請求ができます。現在全国では12の適格消費者団体が活動しています。

東京に次ぐ人口を擁する神奈川県においてもこの適格消費者団体が必要であることから、県内の消費者・消費者団体や生協をはじめとする諸団体、消費生活相談員、弁護士・司法書士等により「特定非営利活動法人 消費者支援かながわ」の設立に至りました。

この「消費者支援かながわ」は、先々活動実績を積んで適格消費者団体としての認定を受けるとともに、さらに将来的には、集団的消費者被害回復訴訟制度の担い手たる特定適格消費者団体として活動することを目指しています。